

業務委託契約における低入札価格調査の厳格化について

本市では、公共サービスの品質確保及び業務従事者の適正な労働条件の確保を図るため、低入札価格調査制度を導入しています。

このたび、本市発注の業務委託契約における低入札価格調査を実施するにあたっては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 対象契約

次の申請業種に係る業務委託契約における低入札価格調査を対象とします。

- ・ 建築物清掃
- ・ 警備（機械警備を除く。）
- ・ 事務関連
- ・ 施設の運営・管理
- ・ 給食

2 実施内容

- （１）従前の調査に加え、労働社会保険諸法令の遵守状況（※）についての調査を行います。
- （２）入札時における低入札価格調査に加えて、履行期間中においても、再度、労働社会保険諸法令の遵守状況についての調査を実施します。

※健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況の調査及び賃金の支払い状況

3 確認方法

各種保険の加入状況が分かる書類の提出及び賃金台帳の提示等により確認します。

4 実施時期

令和４年９月１日以降に公告、指名又は見積依頼を行う業務から実施します。